

議会より選出されている一部事務組合・行政委員会等の委員を紹介します。

(平成26年7月1日現在)

議会選出一部事務組合・行政委員会等委員紹介		議席順・敬称略
遠賀・中間地域広域行政事務組合議会議員 岡田選子 川本茂子 吉武文王	町営住宅入居者選考委員会委員 出利葉義孝 小田和久	
堀川水利組合議会議員 廣瀬 猛 志岐義臣 柴田正詔 小田和久 白石雄二	国民健康保険運営協議会委員 岡田選子 柴田正詔 環境審議会委員 廣瀬 猛 津田敏文 井手幸子	
監査委員 出利葉義孝	都市計画審議会委員 廣瀬 猛 津田敏文 柴田正詔	
農業委員会委員 津田敏文 入江 弘	表彰審査委員会委員 船津 宰 津田敏文 柴田正詔	
福岡県介護保険広域連合議会議員 井手幸子	防災会議委員 船津 宰 津田敏文 柴田正詔	
福岡県介護保険広域連合遠賀支部運営委員会委員 船津 宰 井手幸子	水防協議会委員 船津 宰 津田敏文 柴田正詔 緑づくり推進協議会委員 船津 宰	
農業振興地域整備促進協議会委員 津田敏文 入江 弘	図書館協議会委員 川本茂子 歴史資料館協議会委員 入江 弘	
社会福祉協議会理事 池田稔臣	いきいき子どもネット委員 川本茂子	
障がい者施策審議会委員 井手幸子	水巻町民の健康づくり推進協議会委員 岡田選子	
民生委員推薦会委員 柴田正詔 小田和久	国民保護協議会委員 小田和久	
社会教育委員・公民館運営審議会委員 志岐義臣	水巻町地域公共交通協議会委員 井手幸子 吉武文王	
青少年問題協議会委員 松野俊子	水巻町男女共同参画懇話会委員 松野俊子	
人権教育研究協議会代表委員 小田和久	水巻町地域ケア推進会議委員 池田稔臣	

一般質問

日本共産党
井手幸子
岡田選子
小田和久

教育委員会制度の改変
について

議員

地方教育行政法改定案の内容は、①教育委員長と教育長とを一本化し、首長が直接、教育長を任命し、教育委員会から教育長の任命権や指揮・監督する権限を奪う。②首長が教育委員会の招集権限を持ち、首長と教育委員会会で組織される総合教育会議を設置し、首長が教育の振興に関する大綱を策定する。というものです。教育委員会を首長の下にあれば、教育への不当な政治介入の道が助長されると考えますが、町長と教育長の見解を伺います。

町長

今回の法改正により、教育委員会を執行機関として残し、教育長と教育委員長が一

体化することは、責任と権限が明確となった点で、評価すべきと考えます。また、会議を積極的に公開し、議事録の作成を努力義務化するなど透明性を高め、教科書採択や教職員の人事などは、教育委員会の専権事項のままとしている点から、政治的中立性は、担保されていると認識しています。

教育長

これまでの教育委員会制度は、責任者が判りにくかったため、常勤の教育行政の専門家である新教育長を責任者とする。ことは、責任の明確化を図る上で、好ましいと考えます。また、「総合教育会議」が設置されることで、首長と教育委員会がお互いの役割分担を自覚しつつ、なお一層協力して教育行政を行えると考えます。総合教育会議及び教育委員会の会議の議事録を作成し、公表するよう努力義務が課せられますので、教育への過剰な政治的介入は、現実的には起こりえないと考えます。



医療・介護保険制度の改悪に伴う町の対応について

議員

(1)町はこれまでの介護サービス事業に加え、新たに医療分野の「定期巡回サービス」などの対応を迫られますが、どの

ように対応されるつもりですか。

(2) 保険給付による訪問・通所介護をやめる代わりに代替えサービスは、市町村の裁量まかせで、給付費削減が義務付けられますが、どう対応されるつもりですか。

(3) 町内の「要介護1・2」の人で、特養ホーム入所者と待機者はそれぞれ何人いますか。

(4) 預貯金が一定額を超える場合や、世帯分離の配偶者が住民税課税である場合は「補足給付」を打ち切るとしています。負担増の対象となる高齢者は町内で何人いますか。

(5) 介護保険利用料「2割負担」の対象となる人は何人いますか。

(6) 町長は、国の高齢者の医療、介護からの追い出しについて、声をあげべきだと思えますが、いかがお考えですか。

町長

(1) 介護を受ける状況になっても住み慣れた地域で生活したいという高齢者のニーズは高く、今、何が一番求められているのか住民調査等で把握し、必要なサービスの整備を行っていく必要があると考えています。

(2) 事業実施に係るガイドラインを国が8月頃に提示後、早急に広域で事業調整を行い、現在予防給付を受けている方たちが、サービス量や事業所を変更することなく、新

制度に移行できる体制づくりをしていきたいと考えています。

(3) 平成26年3月末で、特別養護老人ホームに入所されている「要介護1」の方は4人、「要介護2」の方は12人です。また、待機者は、平成25年10月1日現在で、「要介護1」の方は11人、「要介護2」の方は10人となっております。

(4) 今回の給付の見直しにより非該当になる人数は、預貯金額や資産等が現段階で把握できませんので、お答えすることができません。

(5) 対象となる高齢者は、平成26年3月末現在で1千190人ですが、その中で要介護認定を受けている方は、平成25年12月末現在で134人となっております。

(6) 医療や介護保険制度の改正による利用者負担の増額は確かに厳しいものですが、まずは介護を継続させるための手段を講じるべきと考えます。

就学援助制度の充実について

議員

(1) ①就学援助の支給認定基準の引き下げにより対象から外れた世帯が、何世帯ありましたか。②就学援助認定基準の引き下げを元に戻すことを求めます。いかがですか。

(2) 消費税増税の影響緩和として文科省は就学援助の支給単価に28%を上乗せする通知を市町村に周知しました。4月より就学援助に上乗せはされていますか。お尋ねします。

(3) 就学援助の補助対象拡大に取り組んでいただきたいと考えますが、いかがですか。

(4) 現在、就学援助費の最初の支給日は6月末となっております。入学前か、遅くとも入学直後には支給できよう求められていると考えますが、いかがですか。

教育長

(1) ①対象から外れた世帯は、11世帯ありましたが、経過措置として、旧基準により再認定を行い、生活保護基準引下げによる影響を受けた世帯はありません。

(2) 現時点で規則を改正することは、考えていません。今回は、国の「できる限り影響が及ばないように」との対応方針が示されており、経過措置として、旧基準で再度認定を行います。

(2) 給食費、宿泊を伴う校外活動費、修学旅行費は、これまでどおり実費の補助ですが、その他の就学援助制度の補助額は、4月分の支給額より上乗せして支給しています。

(3) 町の財政状況を考慮しますと、これ以上の補助対象の拡大は困難と考えています。

(4) 申請書の提出時に所得を証明する書類が必要となり、自営業や無職の方は、確定申告書の写しを提出していただく必要があります。そのため、申請の締め切りは3月末とする必要があり、認定作業などにより支給できるのは6月末になってしまいます。

臨時職員の雇用について

議員

(1) 計87名の臨時職員のうち、水巻町臨時職員規程第2条臨時的任用の基準①緊急の場合、②1年以内で廃止予定の臨時の場合に当てはまる職員数は、それぞれ何人ですか。

(2) 基準①の「災害、その他重大事故」とは何か、説明を求めます。

(3) 臨時職員の雇用期間は10年として、同じ職に同じ方を雇用している例があります。常時雇用にするべきではありませんか。

(4) 現在の10年間で雇い止めの根拠をお示しいただきたい。また、継続雇用も考える時期に来ていると考えます。いかがですか。

町長

(1) 基準の①が欠員補充の長期臨時職員1名、基準の②が①以外の長期臨時職員41名、短期臨時職員45名の計86名です。

(2)災害が発生し、その復旧に緊急の人手を要する場合、年度途中に施設が完成し、一時的に要員を充足する必要がある場合、出産に伴う休業、長期療養が必要な休業、早期退職なども該当すると解しています。

(3)臨時職員の方の力をお借りしながら、職員の年齢構成や将来の業務量などを見据えた上で、職員労働組合の要望に十分配慮し、計画的な職員採用を講じたいと考えています。

(4)雇用期限を定めることで、臨時職員の固定化や働きたい方が働けないなどの諸問題に対処しています。今後は「継続雇用10年間」の運用を含め、雇用について検証したいと考えています。



吉田団地建て替え計画について

議員

(1)庁内プロジェクトチームの編成を具体的に示してください。また、進捗状況はどうなっていますか。

(2)コンサルタントはどこですか。

(3)団地住居者や地域住民代表の方々の意見は、どのような形で掌握するのですか。

町長

(1)まちづくり、財政、都市計画、産業、防災、上下水道、福祉など幅広い分野から合計

14名のチーム編成です。現段階の進行状況は、現状を把握するための第1回目の会議を6月10日に開催しました。

(2)コンサルティング会社の選定は、現在、最終審査中で、もうしばらく時間を要します。

(3)早い段階で団地居住者の方々に対しアンケート調査を行う予定です。また、プロジェクトチームの素案作成後、議会からの代表委員や住民代表の方などで構成された第三者委員会に提案し、ご意見などをいただくほか、広報紙などの活用を考えています。



吉田ボタ山跡地隣接の霊園開発問題について

議員

3月議会で境界確認の文書を弁護士を通じて相手方へ送付しているので、その返事によって、対応を検討したいと答弁されましたが返事はありましたか。また、対応はどうされますか。

町長

5月20日に、本町の顧問弁護士に相手方の弁護士よりファックスにて回答があり、内容は、町が主張する境界に対し、はみ出すことになった場所については、賃貸もしくは、適正な価格で譲渡をして欲しいとのことでした

が、町の主張する境界を承諾したかどうかの判断がつかない状況にあります。町の財産を守ることを第一に考え、双方間の境界を確定させて、その後顧問弁護士の見解を踏まえた上で、町の主張を明確に打ち出しながら、適切に対処していきたいと考えています。

新政会

出利葉義孝
白石雄二
吉武文王



水巻町の高齢者対策について

議員

(1)水巻町の65歳以上の高齢者約8千人の安心をどう考え、どう施策を打ち出すのか、お聞かせください。

(2)この中で後期高齢者は何人くらいですか。そのうち1人暮らしの世帯は何世帯ありますか。

(3)安全に暮らしていただくため、どのような施策を考えておられるか、お聞かせください。

町長

(1)(3)本町では、自宅で生活されている1人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の方に対し、安否確認を兼ねた配食サービス、緊

急通報システムの貸与、あんしん情報キットの配布等、様々な高齢者福祉サービスを提供しています。高齢者にとつての安心とは、今後、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で暮らしていけることだと考えます。そのためには、介護保険サービスや福祉サービス等の公共サービス以外に、日頃の見守りの体制が確保されていることが重要です。現在、町内7地区で地区福祉会が発足し、それぞれのスタイルで活発な見守り活動をされており、社会福祉協議会がそのネットワーク活動の普及・推進に取り組んでいます。その他にも本町には、高齢者支援センターや民生委員、老人クラブなど、見守り活動を行っている団体がありますので、見守りネットワーク協議会の場を活用し、各団体で情報交換や課題の共有化を行い、関係機関の連携を強化していきたいと考えています。今年度は、平成27年度から3カ年の第7期高齢者福祉計画の策定年度にあたり、地域ケア推進会議で現在の福祉サービスの評価を踏まえ、計画策定を行う予定にしています。各分野の関係者にご意見をいただき、介護保険法の改正案を踏まえて、必要な施策を見極めたいと思います。

(2)平成26年4月1日現在で、本町の65歳以上の高齢者の人口は

8千219人であり、町人口の28%を占めています。また、75歳以上の後期高齢者の人数は3千916人で、そのうち住民基本台帳上の1人暮らし世帯は、1千422世帯となっています。

公明党

松野俊子
志岐義臣

「頃末小学校正門」前県道の歩道について

議員

数年前から歩道を拡張して安全に通ることができるよう、町建設課から県にお願いしていただき、県は検討しているとのことですが、町も工費を補助して、工費を県と相談し、検討され、町から強く県へ推進していただきたいと要望します。町長の答弁をお願いします。

町長

平成24年度より福岡県北九州県土整備事務所と協議を行い、実際に登下校時の時間帯などに現地を確認し対策を検討しましたが、平成25年度に安全対策に対する専門性の高いコンサルタントに調査を依頼することが

必要であるとの結論に達し、平成26年度、県土整備事務所に「頃末小学校前」交差点における安全対策検討の予算を確保していただきましたので、今年度中に県土整備事務所が業務を発注し、交差点の形状や自動車及び自転車の交通量、歩行者数などを詳細に調査し、総合的な安全対策に向けて実施計画案を策定する予定です。

「通学路の安全確保の総点検と事故防止対策について」

議員

(1) 町内の通学路の総点検を、学校、自治会・育成会、安全パトロールの方々の声を吸い上げながら実施されてはいかがでしょうか。

(2) 総点検の結果を踏まえ、全町的に事故を防ぐ対策を、計画的に進めてはいかがでしょうか。

(3) 国・県に要望しながら、数年計画で安全な自転車通行帯を整備すべきと考えますが、いかがでしょうか。

町長

(1) 通学路の総点検は、学校と町だけで行うには範囲が広いので、地域の方々のご協力をお願いしながら進めていくことが重要だと認識しています。今年度は、土曜日授業において、保護者や地域の方々の協力を得ながら、通学

路の危険箇所を把握し、学校やPTAと連携して対策を検討していくことで、児童の通学路の安全確保に努めていきたいと考えています。

(2) 平成24年5月に折尾警察署と北九州県土整備事務所、水巻町役場の三者で通学路の点検及び危険箇所の確認作業を行い、横断歩道設置4箇所、路側線設置5路線、カラー塗装設置2路線については平成26年度までに対策を完了する予定となっています。今後とも関係機関と連携を強化し交通事故を防ぐ対策を計画的に推進していきたいと考えています。

(3) 平成25年12月1日に施行された道路交通法の改正により、自転車等の軽車両が通行できる路側帯は、道路の左側部分に設けられた路側帯に限ることとされました。今後、県道へアクセスする主要な町道や通学路などを中心に自転車通行帯の整備を検討し、歩行者や自転車安全に通行できる道路となるよう県との連携を深めながら、整備を進めていきます。

「子ども子育て支援新制度本格施行について」

議員

(1) 来年4月から施行予定の子ども・子育て支援新制度は実施主体が市町村になりま

すが、県との関わりが深かった私立幼稚園と本町との連携はしっかりと確保されていますか、状況をお知らせください。

(2) 私立幼稚園に在籍する子どもに対する施設型給付のうち、地方単独費用部分は国の示す水準に基づいて本町も給付すべきと思いますがいかがでしょうか。

(3) 現在「預かり保育」を実施している私立幼稚園に対し、移行後も「一時預かり事業」として委託すべきと考えますが、いかがでしょうか。

町長

(1) 町内の私立幼稚園に対して、平成26年5月15日付で「子ども・子育て支援新制度」に係る相談受付窓口一覧表を送付しています。また、平成26年6月5日に福岡県私立幼稚園振興協会が開催する私立幼稚園対象の「子ども・子育て支援新制度研修会」に担当職員を参加させ、情報収集に努めています。

(2) 国が定める公定価格に係る基準は、幼稚園等に求められる職員配置基準等を踏まえた必要な費用の実態に基づき、人件費の地域間格差も踏まえて設定した標準的な給付水準となっています。さらに、福岡県義務教育課より、国が定める公定価格にかかる基準に基づき、給付額を設定するよう依頼があつ

ています。これらを踏まえ、本町の給付額については、次世代育成支援対策地域協議会等での審議を経て、適切に設定したいと考えます。

(3) 幼稚園型の一時預かり事業は、国でその基準等について、既に一定の方向性について取りまとめがされており、詳細については、今後示される予定になっています。さらに、現在の幼稚園における預かり保育の利用状況や実施状況、幼稚園の新制度への移行に対する考えや保護者の要望等を把握し、地域子育て支援計画において、事業の実施を検討すべきと考えています。特に、新制度への移行により幼稚園の預かり保育の利用が継続できず、保護者の混乱を招くことのないよう、十分に配慮することが重要と考えており、適正な事業実施を検討します。



軽・中度難聴児に対する補聴器購入費の支援について

議員
(1) 県と市町村は今年度から18歳未満の軽度・中度難聴児を対象に補聴器購入を助成する事業を開始しました。本町の補助実績をお知らせください。

(2) 今まで助成の対象外だった軽・中度難聴児に対して、本町も補助を実施されてはいかがでしょうか。

(3) 補聴器の使用が遅れると子どもの言語能力の発達に影響を与え、と言われています。幼児・児童健康診断において、関係各位への一層の注意喚起と保護者への周知を徹底されてはいかがでしょうか。

町長

(1) 本町では、補聴器を含む補装具の支給事務については、厚生労働省通知「補装具費支給事務取扱指針」に基づき実施していますので、対象者の要件に該当しない軽度・中度補聴器の補助実績はありません。

(2) 平成25年度末現在で、福岡県内で軽度・中度難聴児に対する補聴器購入費の単独補助制度を設けている市町村が3市あることや、今年度福岡県で補助制度に関する要綱等が制定された状況等を踏まえ、今後、本町でも事業実施に向けての検討を行いたいと考えます。

(3) 早い月齢での聴覚障がいが発見手段として、乳幼児健診があります。町では、子どもの月齢・年齢が4カ月、7カ月、1歳6カ月、3歳の計4回実施しています。乳幼児健診は、まず、保護者へのアンケート調査等で、聴力及び発語に関する一次的なスクリーニングを行い、保健師による問診を経て、最後に医師による診察という流れになっています。健診で、聴力や言語

発達に疑わしい点があれば、専門機関等への紹介を行います。保護者に対しても個別に聴覚と言語発達の関連等について十分な説明を行っています。また、小・中学校では、学校保健安全法に基づき学年で毎年実施する健康診断で、オージオメーターを用いた聴力検査が行われており、その結果によって、保護者に対し医療機関への受診を促しています。



小・中学生の読書力アップの取組みについて

議員
(1) 中学生の読書推進支援対策をどのようにお考えですか。

(2) 中学校の図書司書の勤務体制は、どの様な時間ですか。小学校の図書司書の勤務体制との違いはありますか。中学生の読書力アップは、図書司書及び学校の取組みにあると思います。改革のお考えを聞かせてください。

(3) せめて中学校だけでも「読書科」授業を導入してはいかがですか。
(4) 我が町の誇れる図書館に、人生の記録として残る「読書通帳記載機」を導入してはいかがですか。

教育長

(1) 図書館スタッフが、要望のあった町内の学校に

出向き、図書の紹介を行うブックトーク事業を中学校に対しても積極的に周知し、事業の拡大を図ります。さらに、図書館お勧めの図書リストを各学校に配付することで図書の紹介を行い、生徒の読書意欲の向上を図る事業も行いたいと考えています。さらに、図書司書教諭への支援に取り組みます。

(2) 中学校が1カ月あたり約80時間、小学校が1カ月あたり約100時間となっています。今後、子ども読書活動推進計画の進捗状況等の実態調査結果を基に、図書館と連携しながら、より魅力ある学校図書室を目指していきます。

(3) 「読書科」の導入については、子ども達に読書の楽しさを教え、本が好きな子どもを育てるために、非常に有効であることは認識しています。が、文部科学省の指定や授業時数の上乘せが必要であること、また、教育委員会独自で、教員向けの読書科の指導法研修等を実施しなければならぬなど、検討すべき課題が多いため、現時点での導入は難しいと考えられます。今後、本町における、現行の取り組みの充実を図っていきたく考えています。
(4) 町の財政状況も考慮した上で、直ちに導入することは困難と考えますが、先進地の実態を更に調査した上で、検討したいと考えています。

高齢者の在宅通所施設者への安心支援対策について

議員

(1) 3月議会でも報告された、地域包括ケアシステム協議

会の立ち上げは決まっていますか。
(2) 医療に対する包括的な相談ができるよう家族支援の充実はどの様に
対策されておりますか。医師会との協議の考えはどうですか。

(3) 老老介護、一人暮らしに対する支援、要望をキャッチし、不幸が起らないための対策の考えはありますか。また、本町に高齢者及び認知症の行方不明者はいますか。

(4) 要支援1、2の方々の訪問と通所介護のサービスが、市町村が実施する地域支援事業に移行されますが、要支援の方々の不安を取り除く対策、啓発はありますか。

(5) 在宅ケア、ヘルパー駐車場確保は必然です。ゼビモデル事業で取り組まれてはいかがでしょうか。

町長

(1) 今年度の地域ケア推進会議では、平成27年度の介護

保険法改正案を踏まえた本町における高齢者福祉施策の形成に向け、第7期水巻町高齢者福祉計画の策定を主な議題として、7月に第1回目を開催する予定です。

(2) 医療・介護についての総合相談窓口として、地域包括支援センター

を役場内に設置しており、支所として、町内3カ所に高齢者支援センターを設置しています。医師会との協議については、今後、遠賀中間医師会の在宅医療及び連携の担当理事等と広域的に協議を行うことになろうかと思えます。

(3) 町内3カ所の高齢者支援センターが、高齢者のみの世帯やひとり暮らし高齢者を中心に訪問し、実態把握を行っており、必要に応じて、定期訪問の実施、介護保険や福祉サービスの利用案内、地域包括支援センターとの同行訪問、相談窓口への橋渡し等を実施しています。その他にも、民生委員や老人クラブ、福祉会など、見守り活動をされている方々がおられますので、これらの方々との連携を強化していきたいと考えています。また、高齢者及び認知症の行方不明者についてですが、本町において身元のないから行方不明者を保護したという事例はございません。

(4) 介護保険法の改正については、国会で審議が行われており、この夏にもガイドラインが示される予定です。ガイドライン提示後、早急に、福岡県介護保険広域連合や遠賀郡内での協議を行う予定です。本町の事業移行・導入スケジュールや決定事項については、広報紙でのお知らせや、ケアマ

ネージャーを通じて個別に情報提供に努める等、随時、啓発を行っていく予定です。

(5) 以前は、外来者用の無料の駐車スペースを確保していましたが、一部の利用者が独占的に使用するなどの実態もあり、正規の駐車場使用料を支払われている利用者との公平性を確保する必要があったことから、現在、一部の自治会では、管理している駐車スペース以外にはそのような場所は無い状況となっています。ご指摘にありますヘルパー用駐車場については、外来者用の駐車場としてパーキングメーターの設置などを含め検討している状況であり、引き続き地元自治会と協議を重ね有効な方法を検討していきます。なお、県営おかの台団地については、福岡県住宅課に問い合わせをしましたところ、「ヘルパー用の駐車場を確保する予定は今のところありません」との回答でした。



無党派
津田敏文

水巻町の農業を応援する政策について

議員

(1) 「吉富町農業起業家応援プロジェクト」の助成は同

町在住で、町推奨の作物を栽培すると費用の最大3分の2、ビニールハウスの設置費用の最大2分の1を、種子や苗、資材購入費は3分の2助成です。面積は野菜、果実は10アール以上、園芸作物は5アール以上の規模が条件です。水巻での導入の検討をお願いしたい。

(2) 平成22年12月議会では水巻にあった政策に取組みますとお答え戴いて3年半近く経っています。どのような取組みをされたかお答えください。

(3) 県内外の農家への助成で、ユニークな取組みがありましたら教えてください。

町長

(1) (2) (3) 本町では、国の施策を活用し、米以外にも「で

かにんにく」や野菜の作付けに対して助成金を交付し、耕作放棄地防止にも努めてきました。また、本町独自の取り組みとして、コスモスを作付けすることによる水巻町遊休農

地対策コストを補助金やレンゲ種子を全額助成する地力作物種子購入助成事業、農業機械購入経費を助成する農業振興特別対策事業に取り組んできました。しかしながら、本町では兼業農家が多く作付面積の拡大や大規模な生産組織、将来にわたっての担い手の確保、育成は難しい状況にあります。このような諸問題の解決を図るには、まずは、農業者自身からの実態に即した要望や農業委員会、生産組合、農協、農業経営に精通した農業法人など、幅広い農業関係者からの意見の収集を行う予定としています。また農家への助成についても、どのような助成制度が継続的な農業経営に必要であり効果的なのか、本町独自の政策の中長期的なあり方などについても検討したいと考えています。その際には、「吉富町農業企業家応援プロジェクト」をはじめ、県内外の自治体での様々な農業支援に関する取り組みについても情報収集や検討を行っていきます。

水巻町の保存樹の指定



議員
水巻には、歴史のある古木、名木があります。それを大切に保存して、次の世代に渡すことが私たちの使命です。福岡市では

樹齢の古い木を指定して維持費を補助する制度があります。地域の人々の世代を超えた優しい心で生かされた保存樹を町が指定して保存する条例を設け、次の世代に渡して残そうではありませんか。

町長

水巻町の古木や名木が地域の象徴として、地域の文化として、常に人々の暮らしの中にある、その歴史ある樹木を守っていく必要性は十分理解していますが、本町において、どのような方法で取り組みを行い、どのような課題があるのかを整理した上で、全国的な状況や先進地の事例などについて、研究、検討を行っていきたくと考えており、現時点で条例を制定することは時期尚早と考えていますが、所有者とお話しさせていただき、検討したいと思います。

生活保護を知る季刊誌「はるまち」について



議員
(1)季刊誌「はるまち」は生活保護で育った人が本人の努力と周囲の人々に支えられ、社会的、経済的に自立しているのを綴った情報誌です。町内の生活保護を受けている世帯で、中学生、高校生は何人いますか。
(2)生活保護受給者の子供さん、中学

生、高校生にどのような取組みをしていますか。
(3)「はるまち」を中学生、高校生に読む機会を検討しませんか。また、図書館や若い世代に目に付くところに「はるまち」を置かないですか。
(4)小学校高学年や中学校で、人生の目覚めを後押ししてくれる大切な仲間づくりはどのように取組んでいますか。

教育長

(1)平成26年6月3日現在で中学生50名、高校生37名とのことです。
(2)生活保護世帯を対象にどのような特別な対応はせずに、全ての児童・生徒の教育、学習機会を保障する取組みとして、小中学校において、基礎学力の向上を目指して、特定の教科を対象に、教師を1名加えて行う、少人数授業などの取り組みを実施しています。
(3)図書館、中央公民館や南部公民館などに配置できないか、担当課と協議を行い、検討したいと考えています。
(4)小中学校ともに集団活動における体験活動を通して、人をおもいやり、人の役に立とうとする「道徳心」を育てることや「人権教育」などを活用し、人権を尊重し、いかなる差別も許さない心を育てるよう努めています。

会派表

会派名	所属議員（代表者は太字）		
日本共産党	小田和久	井手幸子	岡田選子
公明党	川本茂子	松野俊子	志岐義臣
新緑会	入江 弘	池田稔臣	
有信会	船津 宰	柴田正詔	
新政会	白石雄二	出利葉義孝	吉武文王
無会派	廣瀬 猛		
	津田敏文		
	住吉浩徳		

9月議会定例会日程（予定）

日程は下記のとおりです。傍聴の際の参考にしてください。

9月2日(火) 10:00 本会議（提案）	9月16日(火) 10:00 本会議（一般質問）
9月5日(金) 10:00 本会議（質疑・付託）	9月17日(水) 10:00 文厚産建委員会 議会運営委員会（本会議終了後）
9月9日(火) 10:00 決算特別委員会	9月18日(木) 10:00 総務財政委員会
9月11日(木) 10:00 決算特別委員会	9月22日(月) 10:00 議会運営委員会
9月12日(金) 10:00 本会議（一般質問）	9月24日(水) 10:00 本会議（採決）

※この日程は予定ですので、変更になる場合があります。
最終決定は8月下旬に開かれる議会運営委員会で行われます。